

原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、小型特殊自動車の登録・抹消等手続きに必要なもの一覧

平成26年4月1日から全ての区分において、申請時に届出人(申請人)の身分証明書(運転免許証等)が必要となります。

区分	内 容	必 要 な も の
新規登録	販売業者から購入	○販売証明(車両内容の記載のあるもの)※1
	抹消申告をしていない車両の譲受又は他市区町村からの転入	●ナンバープレート ○標識交付証明書※2
	抹消申告をしている車両の譲受又は他市区町村からの転入	○廃車申告受付書※1
名義変更	市内の居住者間の譲渡	●前所有者(前使用者)の譲渡証明 ○標識交付証明書※2
	相続	○相続人であることが分かる書類(戸籍謄本等) ※同一世帯であった相続人は不要(総合行政システムで確認)
標識変更	ナンバープレートを破損・毀損した場合	●ナンバープレート ●弁償金200円 ○標識交付証明書※2
	ナンバープレートを紛失・処分した場合	●ナンバープレートの紛失・処分理由 ●弁償金200円 ○標識交付証明書※2
内容変更	住所・氏名の変更 登録内容の錯誤修正	○標識交付証明書※2
廃車	譲渡、廃棄処分、転出 (ナンバープレートがある場合)	●ナンバープレート ○標識交付証明書※2
	譲渡、廃棄処分、転出、 (ナンバープレートがない場合)	●ナンバープレートの紛失・処分理由 ○標識交付証明書※2
	盗難	○標識交付証明書※2 ○盗難届出受理証明※3

[●印:必須 ○印:場合によっては不要]

※1 販売証明や廃車申告受付書がない場合は、次の車両内容が必要です。

必須:車種、車名、排気量又は定格出力、車台番号、特定小型原付の場合は長さ、幅、最高速度
任意:型式、原動機の型式、認定番号

※2 標識交付証明書がない場合は不要です。(他市区町村のものは原則必要)

※3 盗難届出受理証明がない場合は次の内容が必要です。

盗難届出受理月日、被害年月日、届出した警察署・交番、届出の受理番号